

事務連絡
令和8年9月24日

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本産婦人科医会	御中
公益社団法人	日本小児科医会	御中
公益社団法人	日本産科婦人科学会	御中
公益社団法人	日本小児科学会	御中
公益社団法人	日本小児保健協会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
公益社団法人	日本助産師会	御中
公益社団法人	日本栄養士会	御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和8年台風第25号に伴う災害の被災者に係る
妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、市区町村あてに送付し、被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について、特段の配慮をお願いしているところです。

該当する妊婦が受診等した場合には、別紙を参考に適切に対応いただきますようお願いいたします。なお、集団ではなく、医療機関において個別に乳幼児健康診査を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

あわせて、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関の皆様へ

災害により被災された妊婦さんの 健康診査の取扱いについてのお知らせ

災害により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。
- ② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているので、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。

こども家庭庁成育局母子保健課